

実務経験証明書について（認定）

1 対象になる工事

- (1) 一般用電気工作物の電気工事
第二種電気工事士免状取得後に一般用電気工作物の電気工事に従事した期間
(第二種電気工事士免状の写しの提出が必要になります。)
- (2) 契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事
電気主任技術者のもとで契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事（軽微な工事を除く）に従事した期間
- (3) 契約電力500kw未満の自家用電気工作物における簡易電気工事
経済産業局長が交付する認定電気工事従事者資格認定証取得後、契約電力500kw未満の自家用電気工作物のうち電圧600V以下の部分の簡易電気工事に従事した期間
(認定電気工事従事者資格認定証の写しの提出が必要になります。)
- (4) 電気工作物の維持、運用
電気主任技術者（旧電気事業主任技術者を含む。）取得後に電気工作物の維持、運用に従事した期間
(電気主任技術者（旧電気事業主任技術者を含む。）免状の写しの提出が必要になります。)
- (5) その他対象となる工事

勤務先	対象実務
家電販売業者	自社で販売した家電製品の設置に係る一般用電気工作物の低圧屋内配線工事 (二種免状の写しが必要)
第二種電気工事士養成校	教員として電気工事の実習担当
ビルメンテナンス会社	自家用電気工作物の需要設備の工事 (上記の区分により免状等が必要な場合があります。)
電力会社、委託会社等 電気保安協会等	事業用電気工作物の工事 自家用電気工作物に保安に関する業務

以上のいずれかの業務で下記の2に該当しないものが実務経験になります。

2 対象にならない工事

- 1 軽微な工事（施行令第1条）
 - (1) 電圧600ボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャプタイヤケーブルを接続する工事
 - (2) 電圧600ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャプタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
 - (3) 電圧600ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
 - (4) 電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
 - (5) 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は、変更する工事。
 - (6) 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は兼行する工事
- 2 特殊電気工事（施行規則第2条の2、2条の3）
 - (1) ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事（以下「ネオン工事」という。）
 - (2) 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤、（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの付属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」という。）
- 3 その他
 - (1) 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
 - (2) 保安通信設備に係る工事
 - (3) 自ら施工しない工事に伴う設計及び検査並びに監督業務
 - (4) キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造

3 実務経験証明書の証明者について

- ・ 実務経験として認められる工事を施工した当時に雇用されていた事業所の代表権を有する者（以下「証明者」という。）の証明が必要です。ただし、営業所長、支店長等の実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出がある場合は、その者の証明でも可。
なお、2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者の証明が必要です。
- ・ 証明者印は、個人の場合は丸印（認印可）、法人の場合は登記印（実印）を押印すること。